法令適用事前確認手続(照会書)

2004年4月26日

国土交通省自動車交通局殿

照会者名:株式会社 和光製作所

長谷川 淳治

住所:京都市伏見区横大路柿/本町7番地

下記について、照会します。なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1.法令名及び条項

貨物自動車運送事業法2条3項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

自社会員客が購入した商品を無償で運搬します。ただし、会員に対し会費は徴収します。 運搬の際は、会員顧客からは運搬費用を徴収せずに、無償で自社車両を用いて運搬予定です。貨物 自動車運送業としての事業展開でなく、事業の顧客サービスひとつとして運搬を行う予定です。 貨物自動車運送事業法法令(条項)に基づく許認可等を受ける必要があるかどうか(許認 可等を受けない場合、罰則の対象があるかどうか) ? 貨物自動車運送事業法法令(条項)に基づく届出・登録・確認等を受ける必要があるかどうか(届出・ 登録・確認等を受けない場合、罰則の対象があるかどうか) 自社車両で運行の場合は、営業用ナンバーが必要か

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

有償の運送は行わないので、貨物自動車運送事業ではないと考えています。 幼稚園送迎バスがバス代を徴収しているが白ナンバーにて運行しているケースと同様と 考えておりますので、貨物自動車運送事業に当てはまらないと考えます。

- 4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)
- 5.連絡先 京都市伏見区横大路柿/本町7番地 株式会社 和光製作所 長谷川 淳治 hasegawa@wako-ss.co.jp